

令和4年度鳥取市包括外部監査の結果に対する措置状況

No.	事業名称	事項	担当課	詳細	対応	措置状況	措置通知日
5	市民後見人養成事業費	指摘事項	長寿社会課	<p>●市民後見人養成講座実践研修時間の未達について</p> <p>「鳥取市市民後見推進事業委託契約書」の仕様書においては、市民後見人養成講座の開催時間のうち、実際の後見活動を想定した「実践研修」を19時間以上とするよう定められている。しかし、令和3年度におけるその実践研修の開催時間が6時間であり、19時間に達していない。フォローアップ研修や、実際の実務（日常生活自立支援事業の生活支援員としての実務経験等）は、原則的に市民後見人養成講座の修了生を対象とした活動であり、養成講座のカリキュラムの一部たる実践研修の時間と捉えるのは一般的ではない。まずは仕様書に沿ったカリキュラムの組み立てを行うべきである。</p>	完了	令和5年度の契約時には仕様書に沿ったカリキュラムになるようカリキュラムの見直し及び仕様書の見直しを行いました。	R5.8.31
6	市民後見人養成事業費	指摘事項	長寿社会課	<p>●事業終了後の検査について</p> <p>委託契約書第10条（精算）において「概算払い金額に残余が生じたときは、乙は甲に対して残預金を返還しなければならない」と定められている。具体的には、その収支決算書の作成の基となった帳簿書類をまず調査し、必要に応じて領収書や請求書等の証拠の確認や、現預金の入出金の状況などの事実確認を行うべきであるが、その作業が行われていなかった。残預金（不用額）の返還が求められる事業については、事業の履行確認だけでなく、帳簿書類等の確認を含めた調査を行うべきである。</p> <p>また、実績報告書の提出期限について、委託契約書第9条（報告及び確認等）では「委託事業の完了後、速やかに、委託事業の実施に係る事業実施実績報告書及び決算を甲に提出」と定められており、具体的な期限について定められていない。さらに、同条第2項では「委託事業の実施状況及び委託料の執行状況に関し、必要な報告を求め、又は検査をすることができる」と定められており、検査を任意とする、いわゆる「できる規定」となっている。</p> <p>不用額の返還が求められる事業については、具体的な提出期限を定め、かつ厳格な検査作業を義務として行うべきと考えるため、委託契約書を変更されたい。</p>	完了	令和4年度について事業完了後に、現預金の入出金の状況などの事実確認を行いました。 また、令和5年度から、契約書の内容を見直し、実績報告書の具体的な提出期限と委託事業の実施状況及び委託料の執行状況に関し検査することを決めました。	R5.8.31
7	社会福祉施設改修事業費	指摘事項	長寿社会課 検査契約課	<p>●修繕工事の注文書の未作成について</p> <p>業者への修繕工事の発注にあたり、書類として「請書」のみが作成されており、発注があったことがわかる書面（いわゆる注文書）が作成・発行されていなかった。</p> <p>通常、請書は注文書と一対で用いられ、発注者が注文書を受注者に渡し、受注者が請書を発注者に渡すことで契約が成立するものである。発注者が発注の事実を客観的に示す注文書がない以上、請書のみが単独であるだけでは、その契約効力の有無や、契約内容について疑義が生じるところである。</p> <p>事後のトラブル防止のため、注文書を書面で作成すべきである。</p>	完了	<p>【長寿社会課】 令和5年度発注分から注文書を作成しています。</p> <p>【検査契約課】 全職員が確認できるよう、注文書の参考様式を全庁掲示板で掲載するとともに、請書を必要とする建設工事の発注の際は注文書を書面で作成・発行するよう、令和5年3月24日付で全庁に通知し、全職員に周知を図りました。</p>	R5.8.31

No.	事業名称	事項	担当課	詳細	対応	措置状況	措置通知日
9	社会福祉施設改修事業費	意見	長寿社会課	<p>●指定管理施設の除雪費用の負担割合について</p> <p>鳥取市鹿野町老人福祉センターと鳥取市佐治町老人福祉センターの冬季の除雪に要した費用の2分の1を市が負担していた。2分の1という負担割合になった経緯や理由については、要綱等に基づくものでなく、指定管理者との協議によるものであった。その施設の収益事業（デイサービス等）に係る除雪費用は、その収益事業から支弁すべきであることを受け、2分の1負担としたものであるが、その経緯等の記録が残っていない。経緯等を記録し、保存しておくべきである。</p>	完了	鳥取市鹿野町老人福祉センターと鳥取市佐治町老人福祉センターの冬季の除雪に要した費用の2分の1を市が負担する経緯について記録保管しました。また、令和5年度は、鳥取市社会福祉協議会と除雪経費の負担割合に係る覚書を締結しました。	R5.8.31
13	生活支援ハウス運営費	指摘事項	長寿社会課	<p>●事業終了後の検査について</p> <p>ふれあいハウスたかくさについては、委託契約書第11条により「委託料の額に不用が生じたときは、甲の指示により返納しなければならない」と定められている。事業終了後は不用額の有無を確認する必要があるが、その確認作業は、受託者から提出された実績報告書に担当職員の署名と押印があるのみであった。ふれあいハウスたかくさは返納金が発生していなかったから検査は不要と判断し、検査調書の作成と添付を省略したとのことだが、前金払制度と不用額の返納の有無の額の確定検査とは関係がない。契約書でいう「不用が生じたとき」は単に対予算未執行の金額のみを言うのではなく、その事業実施のため特に不要とされる費用や契約書等で認められない費用も含むと考える。その考えをもとに、前金払い制であっても、額の確定検査手続きを行い、不用額の有無を判断すべきである。そのためは、事業終了後に、実績報告書に記載の金額について、委託先の帳簿書類を確認するなどの作業は必須である。適正な公金の支出の観点から、検査を実施されたい。</p>	完了	今後は、事業終了後に、実績報告書に記載の金額について、委託先の帳簿書類を確認するなどの検査を実施することとします。令和4年度の事業については、完了後に検査を実施しました。	R5.8.31
18	屋内ゲートボール場管理費	意見	長寿社会課	<p>●施設の稼働促進について</p> <p>屋内には砂が敷き詰められており、「ゲートボール場」という名目で予算がついているものの、ゲートボールとしての使用はほぼなく、現状として、施設の一面に市の備品が保管される形の活用がなされている。看板等も設置されておらず、近隣の住人以外には何を行う施設か判断がつかない。名称変更や利用目的等を再検討し、利用数を増やす工夫をされたい。</p>	完了	屋内多目的広場の表示を行い、幅広く利用促進を図っています。また、市報等でも広く周知し、利用促進を図ります。	R5.8.31
20	賦課徴収費（事務費）	意見	長寿社会課	<p>●介護保険料の滞納案件への対応について</p> <p>支払猶予又は減免は、本人の申請によるものであることを鑑みると、制度の周知の在り方（現在は督促状に文書を添付するのみ）を見直し、滞納者との直接的な対話等により、支払猶予又は減免制度の案内を通じた利用促進が効果的であると考える。市民にとって介護保険料の各種制度が周知され、介護保険料の滞納の抑制につながるよう努められたい。</p>	完了	介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書、介護保険料納入通知書に支払猶予・減免制度の案内を記載し、周知しています。また、介護保険料案内リーフレットや市公式ウェブサイトにおいても、支払猶予・減免制度について掲載し、周知を図っています。	R5.8.31

No.	事業名称	事項	担当課	詳細	対応	措置状況	措置通知日
22	生活支援体制整備事業費（事業運営費）	指摘事項	長寿社会課	<p>●委託事業に係る対象外経費の取扱いについて</p> <p>「鳥取市生活支援コーディネーター配置事業委託契約書」の「委託仕様書」第9条によると、「備品の購入費用は事業経費に含めないこととする」と定められている。鳥取市社会福祉協議会が作成した収支決算書や帳簿を確認したところ、事務消耗品費支出として処理された経費の中にデジタルビデオカメラ（附属品含め計51,458円）が存在していることがわかった。この場合、この契約における「備品」が、市の会計規則等における備品（1万円以上）であるか、受託法人の会計基準等による固定資産（1個又は1組あたり10万円超）であるかが問題となるが、受託法人の会計基準による固定資産はあくまで法人の計算書類（財務諸表）作成における勘定科目の処理のことに過ぎないため、この場合の「備品」は、市の定義する備品と解するのが相当であり、委託費に含め精算したことは不適正と考える。</p> <p>なお、今後の委託契約書においては、備品の定義について触れておくことが望ましい。</p>	完了	令和5年度委託契約書において、鳥取市が定める備品の定義を追記しました。	R5.8.31
28	低年齢児受入保育所保育士特別配置事業費補助金（大事業：市立保育園運営費）	指摘事項	幼児保育課	<p>●検査年月日について</p> <p>補助金交付先から提出された実績報告書に記載されている提出年月日は令和4年4月8日である。これに対し、所管課が作成している補助事業検査復命書に記載されている検査実施日はいずれも令和4年3月31日となっており、実績報告書の提出前に検査が行われていたことになる。市は、補助事業等の実施期間の終了日である3月31日を検査実施日として記載するのではなく、検査の実態に即した実際の検査日を補助事業検査復命書に記入する必要がある。</p>	完了	令和5年度に要綱を改正し、実績報告書の提出期限を3月31日までとしました。	R5.8.31
29	低年齢児受入保育所保育士特別配置事業費補助金（大事業：私立保育園運営施設助成費）	指摘事項	幼児保育課	<p>●検査年月日について</p> <p>補助金交付先から提出された実績報告書に記載されている提出年月日に対し、所管課が作成している補助事業検査復命書に記載されている検査実施日はすべて令和4年3月31日となっており、実績報告書の提出年月日が令和4年4月1日以降のものについては、実績報告書の提出前に検査が行われていたことになる。市は、補助事業等の実施期間の終了日である3月31日を検査実施日として記載するのではなく、検査の実態に即した実際の検査日を補助事業検査復命書に記入する必要がある。</p>	完了	令和5年度に要綱を改正し、実績報告書の提出期限を3月31日までとしました。	R5.8.31
31	私立子育て支援センター事業費	指摘事項	幼児保育課	<p>●委託事業の実施に要する経費の確認について</p> <p>業務委託契約書第4条では、委託料を地域子育て支援センター事業による業務以外に使用することができないと規定されているが、子育て支援拠点「すぺーすComodo 子育てひろば」を運営する一般社団法人地域サポートネットワークとっとりから提出された収支決算書では、支出の中に、事務費として法人本部へ支払う事務委託費が含まれていた。事務費のように委託業務に係る管理業務（間接業務）に係る費用については、その範囲・金額に恣意性が介入しやすい項目であるため、事務委託費のような事務費が委託業務に必要な費用であることが明確に確認できるように、委託先から提出される事業経費報告書とともに、事務委託費の計算根拠も併せて提出してもらい、事務委託費が当該委託業務に必要なであることを確認する必要がある。</p>	完了	業務報告書に事務委託費の根拠資料を併せて提出してもらい、事務委託費が当該委託業務に必要なことを確認しました。	R5.8.31

No.	事業名称	事項	担当課	詳細	対応	措置状況	措置通知日
33	病児・病後児保育事業費	指摘事項	幼児保育課	<p>●委託事業の実施に要する経費の確認について</p> <p>委託先から提出された経費実績の書類を閲覧すると、委託先である鳥取医療生活協同組合（施設名：キッズルームこぐま）から提出された事業経費（実績）と一般社団法人地域サポートネットワークとっとり（施設名：コモド第三保育園瓦町）から提出された収支報告書では、支出の中に、事務費として法人本部への事務委託費が含まれている。</p> <p>上記の組合本部費及びについては、完了検査時において委託業務の実施に要する経費であることを確認しているとのことであるが、事務費のように委託業務に係る管理業務（間接業務）に係る費用については、その範囲・金額に恣意性が介入しやすい項目であるため、組合本部費や事務委託費のような事務費が委託業務に必要な費用であることが明確に確認できるように、委託先から提出される経費実績の書類とともに、組合本部費や事務委託費の計算根拠も併せて提出してもらい、当該委託業務に必要な経費であることを詳細に確認する必要がある。</p>	完了	令和4年度実績報告から法人本部への事務委託費が含まれる場合は、根拠資料を求め、根拠資料が提出されましたので、内容について確認しました。	R5.8.31